

大阪弁護士会 殿

人権侵害救済申立書

申立の趣旨

申立人らは、難民認定申請者に関する保護の観点から下記4点の勧告を行うよう、貴弁護士会に人権救済申し立てる。

- 1 相手方は、申立人Jに対する2015年3月12日付け大村入国管理センターへの移送を取り消すこと
- 2 相手方は、今後、入国者収容所等に収容されている難民認定申請者について、家族や友人、支援者、代理人等との面会等の交流・支援の確保に最大限配慮し、上記交流・支援が困難となる入国者収容所等への移送を行わないこと
- 3 相手方は、申立人Jが行った2015年1月14日付け仮放免申請に対する不許可処分を取り消すこと
- 4 相手方は、日本弁護士連合会との合意に基づく「平成22年11月10日付け法務省管警第261号法務省入国管理局課長通知」を遵守し、弁護士が出頭義務の履行に対する協力を表明する（入国者収容所長等に対して、「協力申出書」を提出する）場合、仮放免の許否の判断に当たり、積極的事由として適正に評価すること

申立の理由

第1 当事者

1 申立人 J

申立人 J は、1984年生、男性、C国籍を有する者である。現在、大村入国管理センターに収容されている。

2 申立人 R A F I Q

申立人 R A F I Q（在日難民との共生ネットワーク）は、2002年に発足された在日難民を支援する団体であり、申立人 J を支援している。

3 相手方

相手方は、大阪入国管理局内の外国人被収容者に関する仮放免・移送等の決定を行う責任者である。

第2 事実の経緯

1 申立人 J の来日の経緯

申立人は、C国北西州出身で、No.2クラスの王である父親の三男として育った。

叔父二人（申立人の父親の兄）の長年にわたる王に対する妬みの結果、2012年7月25日に父親が絞殺され、2012年10月31日に兄二人が銃殺された。

王位継承権のある申立人 J は、次に殺害される恐れが大きいため、2012年12月23日、友人が留学していたウクライナに逃げ、ドネツク州にあるドネツク国立大学に留学した。

しかし、不幸にも2012年2月にロシアとウクライナの戦争勃発で、大学は閉鎖、外国人留学生は国外退去を命じられた。申立人 J は母国に帰ることができないため、やむなく電車の駅構内で野宿を強いられたが、同年夏、日本の京都で第15回国際伝熱会議が開かれることを知り、インターネットで申し込んだところ受理され、招待状が送付されてきた。これをもってウクライナの日本大使館からビザを取得し、2014年8月9日にウクライナを出国し、同日、関西空港に到着した。

しかし、協力を約束してくれていた、日本に住む同国人の友人が国際会議参加料を期日までに支払うことを怠ったため、関西空港の入国審査で入国を拒否され収容された。申立人 J は、同年8月13日、大阪入国管理局に移送され、更に同年8月21日に難民認定申請を行った。同年9月21日、不認定となり、

現在、異議申立中である。

2 申立人 R A F I Q による支援

日本に全く身寄りも知り合いもなかった申立人 J は、米国在住の従妹経由で難民支援協会 JAR に支援要請した。難民支援協会が R A F I Q を紹介し、2014 年 8 月末より申立人 R A F I Q が、申立人 J の支援を始めた。

具体的には、同年 8 月 27 日、9 月 4 日、9 月 11 日、10 月 2 日、10 日、20 日、11 月 6 日、12 月 3 日、9 日、11 日、18 日、25 日、26 日、2015 年 1 月 6 日、8 日、13 日、28 日、2 月 5 日、20 日、3 月 10 日、11 日に面会支援などを行った。

申立人 J は、既に難民認定手続の一次審査が不認定となっており、異議申立を行っていたため、異議申立書に伴う申述書の提出期限の延長申し入れ、異議申立の資料として、米国在住の従妹とやり取りし、父親、兄二人の死亡証明書、病院の殺害証明書の受領、葬儀の写真などを入手した。また、同申述書の理由の内容のアドバイス、情報開示請求（申立人 J の難民供述書、および退令供述書）の指示とその請求方法のアドバイスなどを行うと同時に、雑貨、日英辞書、日本語学習ドリル、現金などを差し入れた。

また、異議申立手続の代理人を受任する弁護士を捜し、2014 年 12 月、大阪弁護士会の馬場圭吾弁護士が代理人と受任した。その後、馬場弁護士との面談・打ち合わせも行った。

このような支援活動により、申立人 R A F I Q と申立人 J の信頼関係も強固なものになっていった。

3 大村入国管理センターへの移送

(1) 2015 年 1 月から 2 月にかけて、申立人 R A F I Q は、大阪入国管理局の被収容者が長崎県の大村入国管理センターへ移送されるケースが発生しているとの情報を得た。仮に申立人 J が大村入国管理センターに移送されれば、その後の申立人 R A F I Q による面会・難民申請の立証活動等の支援は事実上不可能となる。

(2) ところが、同年 2 月中旬ころ、大阪入国管理局職員は、申立人 J に対し、「西日本入国管理センターが閉鎖されるため、いずれ大村入国管理センターに移送することになるであろう」と伝えた。その後、移送の日についての情報は全くなく、突然、3 月 10 日の朝、入管職員が申立人 J に 12 日早朝に大村移送されると申し渡した。申立人 R A F I Q は 11 日朝、申立人 J からの電話でこの事実を知った。たまたま 10 日に支援者 6 人で申立人 J に面会をしたが、その際は全く移送の話はなかった。

- (3) 急遽、申立人 R A F I Q は 1 1 日の午後一番に、申立人 J に面会し、更に面会后、審判部門、執行部門にあまりに急すぎる移送通告であることにたいして口頭で抗議したものの、担当統括官は「前日の通告は通常通りである」との事務的な説明に終始し、翌日早朝、通告通り大村入国管理センターへの移送が実行された。
- (4) 3月13日、申立人 R A F I Q は、申立人 J の移送に関し相手方に対し、抗議文を送った（資料1）。

第3 人権侵害理由

1 難民申請者の代理人や支援者へのアクセスや助言を得られる権利が侵害されたこと

- (1) 申立人 J 氏は、上記第2のとおり、難民認定手続の異議申立を行っていた。しかも、日本に全く知り合いのいない難民申請者であり、代理人や支援者との助言が必要とされていた。

難民申請者の立証は本人に義務つけられており、今後入管の拘束中に行わなければならない「証拠等の収集」や「資料の翻訳」なども本人の義務になっている。これらの作業は、代理人や支援者なしでは到底、困難である。

申立人 J は、申立人 R A F I Q や弁護士等の支援体制が構築され、上記作業が可能であったが、直接的な助言や支援ができなくなった。

これは明らかに難民認定手続の妨害であり、難民申請者である申立人 J の、代理人や支援者へのアクセスや助言を得られる権利を侵害している。

- (2) このような権利侵害が許されないことは、以下のとおり、国際人権条約においても、明らかである。

① UNHCR 執行委員会結論第 82 号 (1997 年) - 庇護の保障に関する結論

d

1. 関連する国際文書において定める人権法および難民法上の基準であって適用しうるものに従って庇護希望者および難民を処遇する義務。

① 自由権規約委員会 (CCPR) 最終見解 (2008 年 10 月 3 日)

25 結論

締約国は、庇護申請者を拷問や他の虐待の危険のある国へ送還することを明示的に禁止するため、出入国管理及び難民認定法を改正することを検討し、また、全ての庇護申請者に対し、弁護士、法的扶助、通訳、全ての手続期間中における適切な国による社会的支援又は雇用にアクセ

スする機会を確保すべきである。法務大臣によって「テロリストの可能性はある」と思われた申請者をも対象とする完全に独立した不服申立機関を設立すべきであり、拒否された申請者が、庇護申請への否定的な決定につき不服申立てを行う前であって行政手続の結論が出た後直ちに送還されないようにすべきである。

2 相手方が行った2015年2月11日付仮放免不許可処分（1月14日申請）は、申立人Jの身体を侵害したこと

1月14日に相手方に提出した「仮放免申請理由書」には、彼は難民申請者で逃亡の恐れがなく、身元保証人や仮放免後の住居等も明記していた（資料2）。申立人RAFIQは、従来より多くの難民申請者に対して、仮放免後の支援（身元保証人、保証金、仮放免後の住居の提供等）を行ってきており、その実績は相手方も当然、認識していた。実際、申立人RAFIQは、他の難民申請者に関し、西日本入国管理センターに対し、ほぼ同内容の仮放免申請書を提出し、2013年5月と10月に、仮放免決定されている。

また、申立人Jは、2014年12月26日、面会時に「次に会うときは私はこの世にいない。遺体を引き取って欲しい。」との遺書を申立人RAFIQの運営委員に渡した（この時の面会の様子について、立ち会った担当者（井上氏）が一部始終を見ており、申立人の深刻な様子から、面会時間を15分延長した。）。

1月15日には、申立人は意識が無くなり、救急車で病院に運ばれた。

法務省入国管理局のホームページによれば、仮放免の許否については、出入国管理及び難民認定法、仮放免取扱要領に基づき、次の諸般の事情を総合的に勘案して判断されるものと述べられている（資料3）。

- 被收容者の容疑事実又は退去強制事由
- 仮放免請求の理由及びその証拠
- 被收容者の性格、年齢、資産、素行、健康状態
- 被收容者の收容期間
- 身元保証人となるべき者の年齢、職業、収入、資産、素行、被收容者との関係及び引受熱意
- 逃亡し、又は仮放免に付す条件に違反するおそれの有無
- 人身取引等の被害の有無
- その他特別の事情

今回の仮放免の許否の審査においては、難民申請者（しかも極めて難民該当性の高い者）であるという事情に加え、健康や精神状態、逃亡のおそれが無いことなどを考慮し、当然、仮放免を許可するべきであった。本件仮放免不許可

処分は、これらの事情をきちんと審査したものとは到底、考えることはできない。

このような相手方の行為は、申立人 J の身体を侵害するものであり、憲法 33 条、自由権規約 9 条 1 項「何人も、恣意的に逮捕され又は抑留されない。」に違反する。

3 相手方が行った 2015 年 2 月 11 日付仮放免不許可処分（1 月 14 日申請）は、日本弁護士連合会との合意に基づく「平成 22 年 1 月 10 日付け法務省管警第 261 号法務省入国管理局課長通知」に違反していること

法務省入国管理局は、日本弁護士連合会との合意に基づき、「平成 22 年 1 月 10 日付け法務省管警第 261 号法務省入国管理局課長通知」において、弁護士が出頭義務の履行に対する協力を表明する（入国者収容所長等に対して、「協力申出書」を提出する）場合、仮放免の許否の判断に当たり、積極的事由として適正に評価することとなった（資料 4）。

本件においては、上記 1 のとおり、身元保証人の存在や仮放免後の住居の確保等、諸般の事情について十分に積極的に評価でき、他方、消極的に評価されるような事情も見当たらない上、弁護士が上記通知に基づき「協力申出書」を提出していた。

それにもかかわらず、相手方大阪入国管理局長は申立人 J の仮放免申請を不許可処分にしたのである。

これは、明らかに、上記通知に違反した行為、日弁連との合意を無視した行為であり、決して許されるべきではない。

以上

資料

1. 協力申出書
2. 仮放免申請理由書
3. 「仮放免拒否判断に係る考慮事項」（入国管理局 HP 抜粋）
4. 弁護士が身元保証人となる場合等の入国管理局の仮放免の取り扱いと、被退去強制者の送還予定時期の弁護士への通知制度についてのお知らせ
5. 抗議文